監査対象部局	保健福祉部
監査の種類	平成27年度 定期監査 (27監第67号 平成28年1月8日報告)

是正改善を要する事項

措置した内容

1 収入事務

健康福祉センター使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

※ 健康福祉センター使用料として平成27年6月4日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月5日(金)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月8日(月)に払い込まれていた。

(三和ふれあい館)

2 支出事務 (その1)

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、基本賃金、通勤手当及び超過勤務手当の算出に誤りのある例、時間外勤務割増賃金が支給されていない例及び雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。

(1) 基本賃金及び通勤手当の算出誤り

【事例1】長寿介護課

※ 平成27年5月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、出勤日数が17日で年次有給休暇の取得日数が1日である被雇用者については、基本賃金の支給対象日数を18日分として算出すべきにもかかわらず、17日分として算出され、さらに、欠勤時間1時間の計上もさ

健康福祉センター使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延したことについては、窓口業務繁忙期につき、担当職員が窓口対応に追われ、金融機関営業時間中に入金に行くことができず、払い込みが遅延したものであります。

今後は、入金に行く時間を決め、担当職員が 多忙の際には他の職員が対応するなどして、適 切な処理に努めて参ります。

【事例1及び2】

日々雇用職員に係る基本賃金等の算出誤り、通勤手当等については、算出をする際に、 確認が不十分であったために発生したもので あります。

算出誤りによる差額分については、追給により処理済でありますが、今後は、別添えチェック表を用いながら、再発防止に努めて参ります

是正改善を要する事項

れていなかった。また、附加賃金である 通勤手当についても、支給対象日数を17 日分として算出すべきにもかかわらず、 16日分として算出されていた。

なお、小名浜地区保健福祉センターに おいても、同様の例が認められた。

(長寿介護課、小名浜地区保健福祉センター)

(2) 通勤手当の算出誤り

【事例2】長寿介護課

※ 平成27年5月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が 片道6km以上8km未満で自動車を使用 する日々雇用職員の通勤手当について は、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7 条第4項第4号の規定に基づき総務部 長が定める基準である日額260円として 算出すべきにもかかわらず、平成27年4 月1日に当該基準が改正される前の日 額250円として算出し、支給していた。

なお、平地区保健福祉センターにおい ても、同様の例が認められた。

(長寿介護課、平地区保健福祉センター)

【事例3】勿来・田人地区保健福祉センター ※ 平成27年4月分の日々雇用職員に係 る賃金の支給事務において、4月中に24 日(1日勤務19日、半日勤務4日、超過 勤務命令による勤務1日)の出勤があっ たことから、通勤手当の支給対象日数を 24日分として算出すべきにもかかわら ず、超過勤務命令による勤務1日を含ま ない23日分として算出されていた。

(勿来・田人地区保健福祉センター)

(3) 超過勤務手当の算出誤り

【事例4】 小名浜地区保健福祉センター

※ 平成27年4月分の日々雇用職員に係

措置した内容

【事例1~5】

地区保健福祉センターにおいては、保育所から提出される「保育所臨時職員勤務状況調書 (以下「調書」という。)」に基づき、賃金を支給(計算)しておりますが、保育所においては、「調書」を作成するにあたり、出勤簿等をベースにした「調書(案)」を作成し、当該保育所で支給対象者本人に実際の勤務状況と相違がないかを確認してもらったうえで、調書を地区保健福祉センターに提出しております。

今回の誤りについては、調書提出後に、出勤 予定の変更等が生じた場合に、出勤簿等・調書 について、一方のみを修正し、他方を修正しな い等の理由により、双方の書類間での相違が生 じたことが、主な原因であると思われます。

算出誤りによる差額分については、追給により処理済でありますが、今後は、別添えチェック表を用いるほか、これまで地区保健福祉センターに提出していた「調書」と併せ、その基礎資料である「出勤簿等」も提出してもらい、地区保健福祉センターにおいて、双方をチェックのうえ、賃金計算を行うことも検討するなど、再発防止に努めて参ります。

る賃金の支給事務において、保育所が作成し地区保健福祉センターに提出する保育所臨時職員勤務状況調書と保育所にて所管している超過勤務命令簿を照合したところ、超過勤務命令簿において勤務時間が5時間となっていたにもかかわらず、調書において4時間となっていた。【類例1件あり】

(小名浜地区保健福祉センター)

(4) 時間外勤務割増賃金が支給されていない

【事例5】勿来・田人地区保健福祉センター ※ 平成27年4月の保育所臨時職員勤務 状況調書によると、平成27年4月13日 (月)から17日(金)までに週38時間45 分の勤務を行い、18日(土)についても 4時間勤務していたことから、18日につ いては時間外勤務割増賃金を支給しな ければならないが、支給されていなかっ た。【類例1件あり】

(勿来・田人地区保健福祉センター)

(5) 雇用保険の加入手続がなされていない 【事例 6】勿来・田人地区保健福祉センター

※ 保育業務に従事する日々雇用職員の 賃金の支給事務において、平成27年4月 1日から同年5月31日までの61日間を 雇用期間として雇用し、1週間の所定労 働時間が20時間以上かつ31日以上の継 続雇用が見込まれる者に該当している ことから、雇用保険法第4条に規定する 雇用保険の被保険者と認められ、雇用保 険料を「673円」と算出すべきにもかか わらず、同法第7条に基づく雇用保険の 加入手続がなされていないため、雇用保 険料が算出されていなかった。

なお、常磐・遠野地区保健福祉センタ

【事例6】

対象日々雇用職員にかかる雇用保険の加入 につきましては、遡及加入のうえ、雇用保険料 の納付も完了いたしました。

今後は、別添えチェック表を用いながら、適切な事務処理に努めて参ります。

ーにおいても、同様の例が認められた。 (勿来・田人地区保健福祉センター、 常磐・遠野地区保健福祉センター)

3 支出事務(その2)

補助金の交付事務において、補助金交付要 綱が整備されていない。

【事例1】障がい福祉課

※ 身体障害者福祉協会外 5 件の障がい者 団体福祉補助金の交付に係る事務につい ては、「市補助金等交付規則」及び障がい 福祉課が作成した「障がい者福祉団体に対 する補助基準」を事務処理根拠として交付 決定を行っているが、障がい者福祉団体に 対する補助基準に記載されている内容に ついては、補助対象事業及び補助対象経費 を記した内容にとどまっており、補助事業 を実施するうえでの根拠には不十分なも のと判断される。

補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

○ 障がい者福祉団体に対する補助基準 を根拠として補助金を支出している団体

- · 身体障害者福祉協会
- 盲人福祉協会
- 聴力障害者会
- 腎臓病患者友の会
- 福島声友会
- 手をつなぐ育成会

【事例2】 長寿介護課

※ シルバー人材センター運営費補助金の 交付に係る事務については、「市補助金等 交付規則」及び国が作成した「高年齢者就

【事例1】

従来より「市補助金等交付規則」と「障がい 者団体に対する補助基準」に基づき、予算措置 を受けた範囲において申請された内容を精査 したうえ交付し、事業終了後に実績報告を提出 してもらい確認しておりました。

今後につきましては、行政の公平性や透明性の確保の観点から、要綱において、事業の目的、対象経費等を明確に定め、適正に事務を執行して参ります。

【事例2】

これまでは、「高年齢者就業機会確保事業執行方針」を事務処理根拠と認識していたため、 意思決定の起案のみで、補助金を交付しており

是正改善を要する事項

措 置 し た 内 容

業機会確保事業(シルバー人材センター事業)執行方針」を事務処理根拠として交付決定を行っているが、高年齢者就業機会確保事業執行方針については、あくまでも国の事務執行方針であり、市が補助金を交付

するうえでの事務処理根拠とはいえない。

補助金等の交付にあたっては、公平性や 透明性の確保を図る観点から、市補助金等 交付規則に定めるもののほか、要綱におい て、補助事業の目的、対象経費、具体的な 手続及び補助限度額等を明確に定める必 要があるものの、個別の補助金交付要綱が 整備されていない。

(障がい福祉課、長寿介護課)

4 支出事務 (その3)

委託契約に係る支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

※ 平成27年4月1日付けで三和ふれあい 館浄化槽維持管理業務委託契約及び三和 ふれあい館空調保守点検業務委託契約 を、平成27年4月27日付けで三和ふれあ い館浴槽ろ過機保守点検業務委託契約 を、それぞれ締結しているが、監査実施 時点(平成27年10月15日)において、地 方自治法第232条の3及び市財務規則第 63条第1項の規定に基づく支出負担行為 がなされていなかった。

(長寿介護課)

5 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る 暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要 な措置が講じられていない例が認められた。 ※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、 いわき市契約等に係る暴力団等の排除に 関する要綱第4条第3項に定める「契約の 締結に当たっては、当該契約の締結後にお ました。

今後は、行政の公平性や透明性の確保の観点から、要綱において、事業の目的、対象経費等を明確に定め、適正に事務を執行して参ります。

委託契約に係る支出事務において、支出負担 行為がなされていない件については、担当職員 は、支出負担行為が必要なことは認識していた ものの、年度当初の業務多忙により、処理を失 念したことにより発生したものであります。

当該支出負担行為については、各々、契約日まで遡り、既に処理を済ませておりますが、今後は、複数の職員によるチェックを徹底して、再発防止に努めて参ります。

平成27年度の契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、認識、把握の不足等により契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまう結果となりました。

平成28年度の契約からは、同要綱の規定に

是正改善を要する事項

より処理して参ります。

いて、契約等の相手方が排除措置対象者に 該当することが判明した場合に当該契約 を解除することができるよう、あらかじめ 契約書中にその旨を規定する等」の措置が 必要と思われる99件のうち、12件の契約に おいて当該措置が講じられていなかった。

なお、長寿介護課におきましては、対象契約の終了に伴い、平成27年7月に新たな契約を結んでおりますが、その際には、契約書中に契約解除条項の規定を入れて、契約を締結しております。

措置した内容

(地域医療対策室、障がい福祉課、長寿介護課、保健所、千寿荘、内郷授産場)

監査対象部局	保健福祉部
監査の種類	平成27年度 定期監査 (27監第67号 平成28年1月8日報告)

意見又は要望とする事項

措置した内容

1 がん検診の受診率向上に向けた取り組 みについて

国の統計によると、昭和 56 年以降、国民の死亡原因の第1位は悪性新生物、いわゆる「がん」であり、平成 26 年のがんによる死亡者数は約 36 万8千人で、全死亡者に占める割合は 28.9%となり、およそ 3.5 人に1人ががんで死亡している実態にある。さらに、人口の高齢化とともに、がん罹患者数とがんによる死亡者数は今後とも増加していくと見込まれており、がん対策は国民の生命と健康にとって重大な課題となっている。

こうしたことから、国においては、がん対策の推進を図るべく、「がん対策基本法」を平成19年に施行するとともに、同年、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策推進基本計画」を策定し、同計画における10年間の全体目標の一つに、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少を位置付けている。また、がんによる死亡者数を減少させるためには、がんを早期に発見し、適切な治療を行うことが極めて重要であることから、がん検診の受診率を平成28年度までに50%(胃・肺・大腸は当面40%)に高めることも掲げている。

本市においては、上記基本計画との調和が 求められている市健康増進計画「健康いわき 21(第二次)」を健康増進法に基づき策定し、 世代別の目標達成に向けた各種施策の一つ として、がん検診事業を実施している。その 本市の各種がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮がん)の受診率については、監査結果報告のとおり、県内13市と比較すると低位にあり、その受診率に大きな変化は見られませんが、胃・肺・大腸がん検診の受診率については、年々僅かではあるが増加している状況にあります。

受診率の向上対策として、受診対象者に対し 受診券の発行、保健のしおりを全戸配布、市公 式ホームページへの掲載、各地区保健福祉セン ターでの地区回覧、各種イベントでの啓発の 他、当該年度途中における未受診者への再勧奨 ハガキの発行など、多岐に渡り受診勧奨を実施 しているところです。

受診率向上のためには、まず受診状況の調査を行う必要があるため、過去受診履歴を分析し、地区毎や年代別の受診動向や、一度も受診したことのない方、不規則に受診している方、毎年受診している方などに分類し、分類毎に勧奨手段を変えることを考えております。

さらに、女性のがん検診については、受診率が低下していることから、状況の調査・分析が必要と考えており、そのために今年度は次の取り組みを行っております。

○ 子宮がん検診について、市検診以外での検査の実施状況を把握するため、市内委託全医療機関における 12 月~2月の状況を調査し、その結果を分析し効果的な受診勧奨の対象と方法を検討。

意見又は要望とする事項

受診方法については、各地区の公民館等で実施する集団検診と医療機関で実施する個別検診を設けるとともに、その受診対象者、受診手続き及び日程等については、市広報紙や公式ホームページ、さらには各地区保健福祉センターの回覧等により毎年定期的に周知を図りながら、市民のがん検診の受診率向上に努めている。

しかし、本市の平成25年度の各種がん検診受診率は、胃がん(13.83%)、肺がん(19.07%)乳がん(33.04%)、大腸がん(17.05%)、子宮頸がん(26.29%)となっており、県内13市の受診率と比較すると、肺がんと乳がんは12位であり、胃がん、大腸がん、子宮頸がんはそれぞれ13位と最も低い順位となっており、この数年、その受診率に大きな変化は見られない状況にある。また、本市の市民の平均寿命(平成22年厚生労働省調査)は、男77.9歳、女85.3歳となっており、中核市42市中、男女ともに40位の状況にあり、がん検診受診率の低さとの関連性は否めず、大いに憂慮すべき事態となっている。

このことから、市民にがんの早期発見の重要性を強く認識してもらうことを喫緊の課題と捉え、本市の平均寿命や他市との受診率比較を公表するなど、あらゆる機会を通じてがん検診の必要性を市民に訴えかけるとともに、高い受診率を達成している他の自治体の取り組みを研究するなどにより、受診率が低い要因を正確に分析したうえで、その課題を一つ一つ確実に解決し、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化策を検討する必要がある。

健康については、生活の質を高めるための 最も基本的な資源であり、活力あるまちづく りやさらなる市政の発展を目指すうえで、市 民一人ひとりの健康は欠かせないものであ

措置した内容

○ 乳がん検診については、市内医療機関での 検診可能量も課題となっているところであ り、市医師会の乳がん対策委員会と検診方法 について協議。

次に、本市の平均寿命とがん検診受診率との 関連性については、直接的な関連性は不明でありますが、受診率が低いことが市民の健康意識 と関連していることは否めず、がん検診に限らず、健康診査等の必要性について市民に認識してもらうためにも、次のような新たな啓発手段が必要と考えております。

- 次年度以降、受診勧奨も併せた新たな手段 として、市民の健康意識の向上を図るため、 受診対象者に対し各種健康診査に関する小 冊子を配布。
- 地区保健福祉センター等の事業での啓発 の際、受診勧奨のみでなく、健康診査の有効 性等の具体的効果を示すことで検診の重要 性を認識し行動できるよう働きかける。
- 健康診査等の必要性を呼びかける手段として、検診を実施している医療機関や保健衛生協会の協力を得てチラシ等を設置し、未受診者への受診勧奨や、がん検診受診対象者の掘り起こしを行う。

る。地域住民の健康の保持や増進を担う保健 所においては、市医師会等の関係機関の理解 と協力を得ながら、がん検診の受診率向上に 向けた取り組みを強化されることを望むも のである。

(保健所地域保健課)

2 安定的・効率的な検査業務のあり方について

保健所においては、市民生活の安心・安全の確保を目的として、食品衛生法や水道法等に基づき、市内に流通している食品等の安全性の確保をはじめ、給水施設等の衛生の確保、食中毒や感染症発生時における原因究明や感染拡大防止を図るため、行政検査として細菌検査や理化学検査を毎年度計画的に実施している(平成26年度行政検査881検体)。また、市民や事業所からの依頼を受け、個人利用の井戸水や食品取扱者の便などについても同様の検査を実施している(平成26年度依頼検査960検体)。

これらを検査するための機器については、 各検体の検査項目により機種が異なるため、 水銀分析装置やガスクロマトグラフ質量分析計(農薬分析)など多種類保有している状況にある。しかし、その大部分は、平成11年度の中核市移行に伴い保健所業務が県から本市へ移管された際に譲渡を受けたものや、平成15年度に総合保健福祉センターに保健所機能が移動された際に購入したものとなっている。

その結果、現状においては経年により法定 耐用年数を超えた機器を修繕しながら使用 し、その修繕頻度も年々増加傾向にあるとと もに、経年による故障リスクが高まる中で、 検査機器の中には、機器メーカーの保守対応 期限や部品供給が終了しているものもある ことから、引き続き、市民の信頼に応え得る 検査機器の多くは耐用年数をはるかに超えており、故障の頻度が高まり修繕ができない機器も増えていることから、このままでは、本来の目的である市民の食の安全・安心の確保ができなくなる状況にあります。

各種検査を遅滞なく実施していくためには、 計画的な機器更新が必須であることから、これ までに何度も予算要求してきましたが実現で きませんでした。

全ての検査機器の更新は財政的負担が大きいことから、検査の実施状況を考慮し、業務委託や機器のリースなどを視野に入れて調査・研究を行い、これからの安定的・効率的な検査業務の維持確保に努めて参ります。

精度の高い検査を安定的に継続していくためには、老朽化した機器の整備方針も含めた検査体制のあり方について、早急に全庁的な再検討が必要と思料する。

今後においては、経年劣化が進む検査機器の計画的な更新(新たに購入)は避けられず、現存する機器を全て更新した場合の財政負担等を踏まえて、機器をリースした場合との費用対効果を検証することはもとより、使用頻度が低い検査物の機器については、国の登録を受けた検査機関への委託も視野に入れるとともに、市の他の検査機関との検査機器の供用の可能性なども十分に調査・研究するなど、安定的・効率的な検査業務の維持確保に努められたい。

(保健所検査課)

3 支出事務(市障がい者チャレンジ雇用推進 事業実施要綱の改正の検討について)

市障がい者チャレンジ雇用推進事業に係るチャレンジ雇用支援員(以下「支援員」という。)の賃金については「いわき市障がい者チャレンジ雇用推進事業実施要綱(以下「要綱」という。)」(平成26年4月1日制定)第13条に規定されている。

しかし、平成27年度に雇用された支援員は、要綱に定められた賃金額ではなく、いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程に基づき示された「嘱託職員の賃金改定について(平成27年1月16日付総務部長通知)」の額をもって委嘱され、かつ賃金の支給が行われていた。

このことから、要綱に規定された賃金と 嘱託職員に係る改定後の賃金に齟齬が生じ ないよう、要綱における規定を見直すなど、 適正な事務処理が行われるよう努められた い。

(障がい福祉課)

支援員の賃金については、総務部長からの通知による金額を支給しておりましたが、要綱に規定された賃金との齟齬が生じていることから要綱を改正する事務を行ったところであります。

監査対象部局	こどもみらい部
監査の種類	平成27年度 定期監査 (27監第67号 平成28年1月8日報告)

是正改善を要する事項

措置した内容

1 収入事務

母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員が 徴収した母子父子寡婦福祉資金貸付金償還 金に係る収入事務において、指定金融機関等 への払込みが遅延している例が認められた。

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員が、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として、平成27年4月16日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日(金)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月20日(月)に払い込まれていた。【類例3件あり】

(こども家庭課)

2 支出事務

支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

※ 平成 26 年 4 月 28 日付けで、契約期間を 平成 26 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までとする臨時職員給与管理システム ソフトウェア賃貸借契約を締結している が、監査実施時点(平成 27 年 11 月 2 日) において、地方自治法第 232 条の 3 及び市 長期継続契約事務取扱要綱第 5 条第 1 号 の規定に基づく平成 27 年度分の支出負担 行為が行われていなかった。 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入 事務における指定金融機関等への払込み遅延 につきまして、今後は、課内の事務連携などを 図り、ルールを明確化し、適正に収入事務の執 行を行い、払込みの遅延が今後起きないように 努めて参ります。

財務規則に基づく支出負担行為を適正な時期に行うべきところを確認不足等により失念したものであり、指摘を受け、直ちに支出負担行為の処理を行いました。

今後は十分な確認を行うなど、適正な事務処 理に努めて参ります。 また、平成27年4月1日付けで児童手 当・児童扶養手当システム運用支援業務委 託及び児童手当・児童扶養手当システムパッケージ保守業務委託を、それぞれ締結し ているが、監査実施時点(平成27年10 月28日)において、地方自治法第232条 の3及び市財務規則第63条第1項の規定 に基づく支出負担行為が行われていなかった。

(こども支援課、こども家庭課)

3 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る 暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要 な措置が講じられていない例が認められた。

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる13件のうち5件の契約において当該措置が講じられていなかった。

(こども支援課、こども家庭課)

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、契約条項を十分に確認せず、契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまいました。

監査より指摘された以降の契約分については、契約内容に排除措置の事項を記載しており、今後の契約事務についても、適切に対応して参ります。

監査対象部局	こどもみらい部
監査の種類	平成27年度 定期監査(27監第67号 平成28年1月8日報告)

意見又は要望とする事項

措置した内容

1 待機児童に係る保育士確保と公立保育所の整備に向けた取り組みについて

こどもみらい部については、将来のいわきを担う子どもたちの健全育成に向け、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育等に至るまで、一貫した施策展開を図ることを目的に、本年4月に設置されたものである。

未だ創設されて間もない部であるが、多様 化する教育・保育ニーズに対しての情報の一 元的提供をはじめ、子ども・子育て支援施策 に係る方針や施設整備のあり方などを、一つ の部署で、全体を俯瞰して検討できるなどの 効果が見込まれる。また、本年3月に策定し た「市子ども・子育て支援事業計画」に基づ く、子ども・子育て支援新制度への対応はも とより、子育て世帯の地域子育て支援事業等 の円滑な利用を可能とする「子育てコンシェ ルジュ | を各地区保健福祉センターに配置し たほか、子どもの健やかな成長を支援するた めの「こども元気センター」の来年4月の供 用開始に向けた準備等を進めるとともに、妊 娠・出産・子育てというライフステージの移 行時に支援が途切れることのないよう、包括 的にケアができる体制づくりに新たに取り 組むなど、子ども・子育て支援施策の充実に 向けて、期待されるところである。

本市の公立の幼稚園や保育所においては、これまで、少子化や施設の老朽化等を踏ま

本市の公立の教育・保育施設の再編につきましては、これまで、それぞれの諮問機関からの答申を踏まえ、特に3歳以上の幼児教育、保育について、一定の集団規模が望ましいとした上で、幼稚園は、四倉第三、第四、湯本第二、宮の4幼稚園の再編に向けた保護者との協議を重ね、保育所は、愛宕、梅香、植田、好間の4保育所の民間移譲などを実施してきました。

しかしながら、ご意見のとおり、東日本大震 災による影響、少子化の一層の進行、平成 27 年4月からの子ども・子育て支援新制度への対 応、施設の耐震診断結果の進捗(公立保育所は 震災以降)などにより、考え方の再整理を行う 必要が生じていたことから、平成 27 年度は、 こどもみらい部において、これまでの経過を踏 まえながら、公立の保育所、幼稚園のあり方を 併せて見直すこととし、検討を進めてきたとこ ろであります。

再整理の中では、公立幼稚園の園児数は著しい減少、保育所の児童数は3~5歳児は減少傾向にあるものの、保育士の配置基準が手厚い0~2歳児、障がい児保育の需要が増加しており、今年度は、待機児童が生じている状況にも意を用いることとし、現在は、当部において作成した「(仮称)教育・保育施設(公立)の整備のあり方について」(案)の内容について、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や、教育委

え、それぞれの審議会から平成16年2月10日に、「いわき市立幼稚園の在り方について」 (市幼児教育振興審議会)、平成16年10月29日に、「いわき市における保育所整備のあり方について」(市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)答申を受けたところであり、これらに基づき、公立幼稚園にあっては各園の再編を、公立保育所にあっては、民営化、統廃合を計画的に行うこととしてきたところである。

しかし、施設の再編等は地域の協議などを 十分に踏まえて行う必要もあり、計画どおり に進んでいない面も見られるほか、東日本大 震災の影響や子ども・子育て支援新制度の施 行等により、子どもを取り巻く社会生活環境 は大きく変化し、現在、保育所・幼稚園の耐 震化も含めた整備のあり方について見直し を進めている。

加えて、保育需要の低年齢化(0~2歳) も進み、本年10月1日現在の保育所入所に 係る待機児童数は40人となっている。とり わけ、その待機児童数の約半数が0歳児であ り、その対応には児童福祉法等に定める保育 士数と乳児室や沐浴室などの施設面積が必 要となり、「市子ども・子育て支援事業計画」 において、地区保健福祉センターの所管区域 を単位とした7区域ごとに、保育士や施設整 備が供給不足とならないよう5か年の需給 計画として取りまとめ、毎年ローリングによ る見直しを図ることとしている。

これらの対策は喫緊の課題であり、今後の 需給計画のローリングによる見直しのなか において、保育士確保はもとより、乳児室や 沐浴室などの積極的な整備を図るなど、子ど も・子育て支援施策の充実強化に努められる よう望むものである。 員会の意見をいただいたところであり、今後は、庁内合意を経て、方向性を決定していくとともに、各施設の具体的な整備計画についても 策定して参りたいと考えております。

また、新制度における5か年の子どもの数と利用定員を定めた本市の需給計画についても、事業者説明会を開催の上、0~2歳児の需要が供給を上回っている地域について、乳児室など新たな整備が必要な場合等には補助メニューの説明等を行いながら、需給バランスが図られるようローリングを毎年行い、不足が生じないように努めて参りたいと考えております。

こうした施設全体のあり方の整理、市内の需 給バランスの見極め、0~2歳児の需要に対応 する施設の整備などの取り組みと併せ、現場に 携わる保育士の確保策についても取り組みを 進めているところであり、「広報いわき」での 求人募集や、ハローワーク、県の保育士・保育 所支援センターへの求人登録などを行うほか、 保育士資格を有していながら、就労していな い、いわゆる「潜在保育士」の復職を支援する ための研修会を、平成25年度から継続的に実 施しております。さらに、本市に多くの住民が 避難している相双地域の自治体に対しまして は、本市の保育施設等における人材募集のお知 らせ回覧の周知を依頼するとともに、避難自治 体の正規保育士の派遣について依頼を行うな どの取り組みも行っております。

待機児童の解消に向けては、保育士の確保、 基準を満たす施設の整備、そのための市全体の あり方は密接に関係していることから、今後に つきましても、これらについて、複合的、重層 的に時宜を捉えた取り組みが進められるよう、 創意工夫を凝らして参りたいと考えておりま す。